

議員提出議案第 17 号

通学路の安全確保を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 19 日

提出者 立川市議会議員 福島正美
安東太郎
大沢純一
永元須摩子
梅田春生
中山ひと美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

通学路の安全確保を求める意見書

通学中の交通事故や犯罪等により、子どもたちが危険にさらされる事案が相次いで発生しており、従来の通学安全対策には限界があると言わざるを得ません。平成24年に国からの要請により各市町村において通学路の緊急点検を実施しましたが、平成28年3月末時点で通学路にある危険な箇所が約7万か所に上ることが判明しています。

しかし、財政面などからいまだ約5千5百か所に安全対策が確立していない実態が判明しました。かけがえのない子どもたちの命と安全を守るため、国や地域レベルの関係機関が連携体制を強化することはもとより、通学中の子どもたちが巻き込まれる交通事故等を防止し、一刻も早く安全に通学することができる環境を整備していく必要があります。

よって、国は、安全な通学路を整備するための予算確保及び、子どもたちが安全に安心して通学することができる環境の整備に向けた法律を制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

立川市議会
議長 伊藤 幸秀